

同窓会開催規定

A.看護学科同窓会

- ・看護学科の全体での同窓会は4年に1回、夏のオリンピックがある年に開催する
- ・企画運営は同窓会係が行う
- ・同窓会前年度の総会で翌年に看護学科同窓会があることを伝えて時期を決定する。
- ・卒後2年または5年ごとの定期同窓会と重なる年度は、看護学科同窓会と同時に開催する。

B.卒後2年目同窓会

卒後2年目の年度内に2年目理事の企画により同窓会を必須開催とする

費用補助額：35万円を上限とする

条 件) 参加者20名以上

報告書の記入およびホームページへの記事記載

支給手順)

- ・同窓会の開催に際し、準備金として学年理事に5万円を支給することが可能
- ・学年理事は同窓会開催に要する費用の見積もりを算出し、補助申請フォーマットを記載の上、同窓会係に報告する。
- ・準備金が必要な場合は、同窓会係が会計に連絡し、会計が入金先に振り込む
- ・同窓会開催当日より1週間以内に学年理事が開催報告フォームを入力し、請求書の写真を添付の上必要金額を同窓会係に申し出る。
- ・準備金の余剰金が出た場合は、同窓会口座に返金する。
- ・同窓会係は、学年理事より送られた開催報告フォームおよび請求書を確認し、会計に入金先への振り込を依頼する。
- ・同窓会係担当者は、収支決算書を入力する。

C.卒後5年毎の定期同窓会

卒後5年毎の同窓会の開催について、会場費、飲食費その他費用の一部を補助する

費用補助額：10万円を上限とする

条 件) 参加者20名以上

報告書の記入およびホームページへの記事記載

支給手順)

- ・同窓会の開催に際し、準備金として学年理事に5万円を支給することが可能
- ・学年理事は同窓会開催に要する費用の見積もりを算出し、補助申請フォーマットを記載の上、学年理事から同窓会係に報告する。
- ・準備金が必要な場合は、同窓会係が会計に連絡し、会計が入金先に振り込む
- ・開催に当たり補助金の10万円を必要とする場合は、10万円以上かかることの証明となる見積り書等を添付し、学年理事が申請フォームより再度申し込む

- ・同窓会開催当日より1週間以内に学年理事が開催報告フォームを入力し、請求書の写真を添付の上必要金額を同窓会係に申し出る。
- ・支給額の余剰金が出た場合は、同窓会口座に返金する。
- ・同窓会係担当者は、担当理事より送られた開催報告フォーム、領収書および請求書を確認し、必要があれば会計に入金先への振り込を依頼する。
- ・同窓会係担当者は、収支決算書を入力する。

この規定は、令和3年9月に決定し令和4年より施行する